

業務番号 第 R 7 - 3 号

低圧施設 L E D 化改修令和 7 年度分（警察施設）
現場説明書

奈良県総務部管財課

現場説明書記載項目

第 1 章 入札注意事項

第 2 章 特記事項

第1章 入札注意事項

1 設計図書等に対する質問の応答

(1) 質問は「質問書」によりインターネットメールで提出してください。

なお、質問書を送信された際は、以下の担当者まで必ず電話連絡をしてください。
(質問がない場合は、質問書の送信及び電話連絡の必要はありません。)

(2) 受付年月日・時間等

日	時	令和7年6月9日(月)
		10時 ~ 11時
送付先		奈良県総務部管財課 施設係 担当者 尾崎
電話番号		0742-27-8415 (直通)
FAX番号		0742-22-4681
E-mailアドレス		kanzai@office.pref.nara.lg.jp

(3) 質問回答書の閲覧年月日・場所

質問があった場合は、令和7年6月16日(月)の17時(予定)までに奈良県管財課ホームページに掲載します。

2 設計図書等の返還

現場説明用図面及び数量書のデータ(CD-R)は、入札書提出締切日までに返還してください。

3 現場説明用図面及び数量書のデータの利用に当たっては「現場説明用図面等データ利用規程」を遵守してください。

4 数量書公開について

この業務は数量書公開対象です。

数量書公開とは、予定価格のもととなる内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの(以下「数量書」という。)を参考資料(参考数量)として公開、提供するものです。

数量書の公開は、見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と同時に行います。公開する数量書は、設計図書(図書及び仕様書等)ではありません。従って、契約において発注者及び受注者を拘束するものではありません。

第2章 特記事項

1 総論

本業務の契約書、質問回答書、現場説明書、仕様書、図面及び標準仕様書を十分に理解し、関連法規・条例等を遵守して、安全に着手・竣工してください。

2 適用範囲

施工条件は、*印および ○印のついたものを適用します。

3 施工条件

(1) 一般事項

- * 本業務の施工は、調査職員の指示した書類を作成し承諾を受けたうえで着手してください。
- * 原則として、全ての下請け業者について、書類により届出てください。
- * 関係官公署その他関係機関への必要な届出手続き等は全て受注者が行ってください。手続きに必要な費用は受注者の負担とします。また、[建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集（奈良県県土マネジメント部）]の書式に従い、工程管理を行ってください。
- * 「奈良県公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画の後期実施計画」に基づき、時間的コスト・社会的コスト等の低減を図り、総合的なコスト縮減に努めてください。
- * 本業務に示す内容その他に疑義が生じた場合は、入札前においては質疑によるものとし、受注者決定後においては調査職員と充分協議のうえ、その指示に従い施工するものとします。また、現場の納まり、取合い、明示なき事項及び設計図書と現場の不一致等で生じた変更については、調査職員の指示によるものとします。

(2) 施工日・施工時間

- ・ 奈良県の休日を定める条例（平成元年3月31日 条例第32号）に掲げる県の休日に工事の施工を行わないこととし、施工時間は8時30分から17時00分までとします。ただし、別に定めのある場合又はあらかじめ調査職員の承諾を受けた場合は、この限りではありません。

(3) 用地

- ・ 借地料（ 円）を本工事に含みます。

(4) 環境対策

- * 「奈良県における「建設リサイクル」の実施に関する指針」に基づき、建設資材のリサイクルに努めてください。
- * 「奈良県庁グリーン購入調達方針」に基づき、環境物品の使用に努めてください。また、「排出ガス対策型建設機械指定要領」「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された建設機械の使用に努めてください。
- * 最新版の「奈良県庁ストップ温暖化実行計画」に基づき、再生資材や建設副産物の有効利用の推進、環境負荷の少ない型枠の利用推進等に努めてください。
- * 「公共事業に関する環境配慮指針（奈良県）」に基づき、環境負荷低減に努めてください。
- * 騒音・振動・排水等は、奈良県環境保全関係条例・その他の規程に従って十分な養生及び防止対策を講じてください。万一、第三者に損害等が生じた場合は、受注者にて処理、解決してください。なお、これらに要する費用は、受注者の負担とします。

す。

- ・テレビ受信状況の障害調査を行ってください。
 - a. 事前調査 ・ 受信レベル ・ 受信画像
 - b. 事後調査 ・ 受信レベル ・ 受信画像
 - c. 調査ヶ所
 - d. 調査チャンネル ()

(5) 特定建設資材の再資源化

- * 特定建設資材とは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に定める特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材及びアスファルト・コンクリート）をいいます。
- * 本事業において発生した特定建設資材廃棄物については、県内の再資源化処理施設において処理してください。（受注者の責めに帰さない理由で、これによることができない場合は調査職員と協議のうえ、その指示に従ってください。）
- * その他
 - ①再資源化施設の選定に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可を受けた処理施設とし、許可内容・有効期限等を確認のうえ事前に調査職員の承諾を受けてください。
 - ②自ら搬出する場合は産業廃棄物運搬車の表示板等を掲げ明示してください。また運搬を委託する場合は産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者とし、事前に調査職員の承諾を受けてください。
 - ③産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し厳正に管理してください。
 - ④特定建設資材搬出の際は運搬車両の過積載防止の徹底を図ってください。特に別紙「ダンプトラック等過積載防止対策要領」に基づき調査職員の指示に従ってください。

(6) 県内業者・県内産建設資材の活用

- * 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を「県内に主たる営業所」を有するものの中から選定するよう努めてください。
- * 地場産業の活性化を図るため、建設資材・物品等調達については奈良県産品の使用をより一層努めてください。
奈良県産品とは次の①から②に示すものとします。
 - ①県内の工場等（本店が県内にあり、工場が県外にある場合も含む。）で製造された資材・製品
 - ②奈良県リサイクル認定製品
- * 建設資材のうち生コンクリート、コンクリート二次製品及び道路舗装材料類（アスファルト合材・インターロッキングブロック等）（以下「3品目」という。）及び奈良県リサイクル認定製品（土木資材：奈良県リサイクル認定製品パンフレットに土木資材として記載のあるもの。）の使用については、次に示す①から③の報告書（様式1）を調査職員に提出してください。
 - ①資材調達予定を工事着手前に報告【当初報告】
 - ②当初報告に変更・追加が生じた場合【変更・追加報告】
 - ③資材調達結果を竣工検査前に報告【完成報告】

3品目で奈良県産品（以下、「県内産建設資材（3品目）」という。）が調達できるにもかかわらず奈良県産品以外を使用する場合は、その理由を付した書面（様式2）を調査職員に提出してください。様式2の提出時期は、様式1と同じとします。

(7) 安全対策

- * 業務期間中、付近の構築物・道路・地下埋設物等に損傷を与えないよう万全の処置を行ってください。万一破損を生じた場合は、原形に復してください。
- * 業務着手前に警察、その他関係機関、地元自治会、及び調査職員などと十分打合せのうえ、安全管理を行ってください。
 - ・ 本工事の交通誘導警備員は、工事期間中延べ 人とします。
 - ・ 交通誘導警備員については、下表のとおりとします。工事の実工程等による交通誘導警備員の増減は設計変更の対象とはしないものとします。なお、工事内容に変更が生じた場合は、設計変更に関して協議するものとする。

配置場所	配置人数	配置時期
資材搬入・搬出ルート等	人	搬入・搬出時

- 当該施設は常時不特定多数の人々が使用する施設ですので、安全等については、十分留意してください。（特に、資材の搬入・搬出については施設管理者と十分協議してください）

(8) 道路・車両

- * 業務期間中道路面には、一切車両を駐車しないようにすると共に関係車の出入りには交通渋滞や一般県民などへの災害に留意してください。
- * 関係車両のタイヤ等で場内土を持ち出し、道路等を汚さないでください。また、汚した場合には、速やかに清掃を行ってください。
- * ダンプトラックの過積載防止対策を行ってください。

(9) 仮設

- ・ 指定仮設工事を含みます。
設計図 図番 ○○ によります。
- ・ 適切な位置に表示板を設けてください。表示内容は[別紙表示板の様式]を参考にし、調査職員の確認を受けてください。なお、奈良県章は昭和43年3月1日奈良県告示第536号によります。

(10) 建設発生土の処理

- ・ 建設発生土の抑制に努めてください。処理については特記仕様書の該当項目によります。

(11) 発生材の処理

- 適正に処理してください。

(12) 建設工事イメージアップ

- ・ 建設工事のイメージアップに努めてください。
設計図 図番 ○○ によります。

(13) 工事用電力・水道等

- 構内既存施設の利用は以下によります。
(イ) 既存電気設備の利用 ・ 出来ない ○ 出来る (・有償○無償)

(18) ワンデーレスポンス実施について

- ・この工事はワンデーレスポンス効果検証対象事業です。
「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することです。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど何らかの回答を「その日のうち」にすることです。
- ・受注者は実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や作業の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、調査職員と協議を行ってください。
- ・受注者は施工中において、問題が発生した場合及び実施工程表に遅れが生じた場合は速やかに文書にて調査職員へ報告してください。
- ・効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施しますので、協力してください。
- ・受注者は発注者への質問・協議にあたって、調査職員が内容等を速やかに把握できるよう留意して協議を行ってください。

(19) 施工に留意すべき事項

・

(20) その他

- ・設計変更が生じる場合、当該設計変更に係る積算は、奈良県県土マネジメント部建築工事積算基準を採用するものとします。併せて、請負代金額に変更が生じる場合の変更請負代金額は、当初予定価格を含む設計変更価格に、当初予定価格から請負代金額となったいわゆる請負率を乗じて得た額とします。
- ・本事業は仮契約を締結し、県議会の議決があったときに、仮契約と同一条項により本契約を締結したものとします。
- ・施工計画書の提出において、「施工計画書現場組織表」を1部提出してください。
- ・足場は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」(厚生労働省 基発 第0424001号平成21年4月24日)の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、「働きやすい」安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組み立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組み立て基準」の2の(2)手すり据え置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこととします。
- ・墜落制止用器具は、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(厚生労働省基発0622第2号平成30年6月22日)」により、6.75mを超える箇所での作業についてはフルハーネス型を使用することとします。
- 本建物は工事期間中も施設を利用しているため、大きな音、振動、停電を伴う作業については、調査職員、施設管理者と協議の上、施設の運営に支障のないように施工してください。
- 施工手順については、調査職員と協議してください。
- 奈良県総務部管財課発注の業務において、竣工時の成績評定は実施しません。(入札公告等に記載の成績評定に関する定め等は適用しません。)